

# 新潟県国民保護計画

平成22年3月変更

新 潟 県

# 目 次

第1編	総 論	1
第1章	計画作成の趣旨	1
1	県の責務及び新潟県国民保護計画の位置付け	1
2	県国民保護計画の構成	2
3	新潟県地域防災計画等との関連	2
4	県国民保護計画の見直し、変更手続	3
5	市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	3
6	用語の定義	3
第2章	国民保護措置に関する基本方針	6
第3章	関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	8
1	関係機関の責務	9
2	各機関の事務又は業務の大綱	10
第4章	新潟県の地理的、社会的特徴	13
1	地形	13
2	気候・気象	14
3	人口の状況	15
4	道路の位置等	18
5	鉄道、空港及び港湾の位置等	18
6	自衛隊施設等	20
7	原子力発電施設等	20
8	その他	20
第5章	県国民保護計画が対象とする事態の概要等	21
1	武力攻撃事態の類型	21
2	緊急対処事態の類型	22
第2編	平素からの備え等予防に関する計画	23
第1章	県における組織・体制の整備	23
1	県の各部局における平素の業務	23
2	県職員の参集基準等	24
3	代替職員、交代要員等	25
4	国民の権利利益の救済に係る手続き等	26
5	市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等	27
第2章	関係機関との連携体制の整備	28
1	基本的考え方	28
2	国の機関との連携	28
3	他の都道府県との連携	29

4	市町村との連携	29
5	指定公共機関等との連携	30
6	ボランティア団体等に対する支援	31
7	地域コミュニティによる共助意識の醸成	31
<b>第3章</b>	<b>通信の確保</b>	<b>32</b>
1	県における通信の確保	32
2	県警察における通信の確保	33
3	市町村における通信の確保	33
<b>第4章</b>	<b>情報収集・伝達体制の整備</b>	<b>34</b>
1	基本的考え方	34
2	警報等の通知に必要な準備	34
3	市町村における警報の伝達に必要な準備	35
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	35
5	市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	38
6	被災情報の収集・報告に必要な準備	38
7	市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	39
<b>第5章</b>	<b>研修及び訓練</b>	<b>40</b>
1	研修の実施	40
2	訓練の実施	40
<b>第6章</b>	<b>避難・救援体制の整備</b>	<b>42</b>
1	避難に関する基本的事項	42
2	救援に関する基本的事項	42
3	避難施設の指定	43
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	45
5	交通の確保に関する体制等の整備	46
6	特に注意を要する施設の避難計画	46
7	市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	46
<b>第7章</b>	<b>医療救護体制の整備</b>	<b>48</b>
1	医療救護体制の確立	48
2	県医療救護班等の派遣体制の整備	48
3	救急連絡体制の確立	49
4	医療資器材等の確保	49
5	医療救護対策の充実	49
<b>第8章</b>	<b>災害時要援護者の支援体制の充実</b>	<b>50</b>
1	災害時要援護者への配慮	50
2	社会福祉施設等における安全確保対策	51
3	園児、児童及び生徒への配慮	52
<b>第9章</b>	<b>生活関連等施設の把握等</b>	<b>53</b>
1	生活関連等施設の把握	53

2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	5 4
3	市町村における平素からの備え	5 5
<b>第 1 0 章</b>	<b>県が管理する公共施設等における警戒</b>	<b>5 6</b>
1	県が管理する公共施設等における警戒	5 6
2	市町村が管理する公共施設等における警戒	5 6
<b>第 1 1 章</b>	<b>物資及び資材の備蓄等</b>	<b>5 7</b>
1	物資及び資材の備蓄、整備	5 7
2	防災のための備蓄との関係	5 7
3	県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	5 7
4	市町村国民保護計画、指定地方公共機関国民保護業務計画で定めるべき事項	5 8
<b>第 1 2 章</b>	<b>豪雪地域の体制整備</b>	<b>5 9</b>
1	除排雪体制・施設整備等の推進	5 9
2	緊急活動体制の整備	5 9
3	総合的な雪対策の推進	5 9
<b>第 1 3 章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	<b>6 0</b>
1	国民保護措置に関する啓発	6 0
2	住民がとるべき行動等に関する啓発	6 0
3	市町村における国民保護に関する啓発	6 1
<b>第 3 編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処に関する計画</b>	<b>6 2</b>
<b>第 1 章</b>	<b>初動連絡体制の整備</b>	<b>6 2</b>
1	緊急事態連絡室等の設置	6 2
2	県対策本部への移行	6 3
3	県対策本部を設置すべき県の指定の要請等	6 3
4	警戒区域の設定等	6 3
5	市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	6 4
<b>第 2 章</b>	<b>対策本部の組織・運営計画</b>	<b>6 5</b>
1	県対策本部の設置	6 5
2	県対策本部の組織及び分掌事務	6 7
	統括調整部	6 7
	応急対策各部	6 9
	県現地対策本部	6 9
	現地調整所	7 0
	地方本部	7 0
	連絡本部	7 1
3	会議の開催	7 1
<b>第 3 章</b>	<b>関係機関の相互協力体制</b>	<b>7 3</b>
1	国の対策本部との連携	7 3

2	指定行政機関又は指定地方行政機関への要請	7 3
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	7 3
4	他の都道府県への応援要請、事務の委託	7 4
5	指定公共機関、指定地方公共機関への要請	7 5
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	7 5
7	県の行う応援等	7 6
8	ボランティア団体等に対する支援等	7 7
9	住民への協力要請	7 7
<b>第4章</b>	<b>武力攻撃事態等における通信の確保</b>	<b>7 8</b>
1	情報通信手段の確保	7 8
2	情報通信手段の機能確認	7 8
3	通信輻輳により生ずる混信等の対策	7 8
4	市町村における通信の確保	7 8
<b>第5章</b>	<b>警報・避難指示の伝達</b>	<b>7 9</b>
1	警報の通知等	7 9
2	市町村による警報の伝達	8 0
3	県警察による警報の伝達	8 1
4	緊急通報の発令	8 1
5	避難措置の指示	8 2
6	避難の指示	8 4
<b>第6章</b>	<b>避難の実施</b>	<b>8 8</b>
1	事態に応じた避難の種類と対処	8 8
2	避難実施要領	9 0
3	県による避難住民の誘導の支援等	9 3
4	避難住民の受入れ	9 6
5	都道府県の区域を越える避難	9 6
6	避難所等における治安確保等	9 6
7	避難後の状況の変化等に応じた措置	9 7
8	避難の長期化への対処	9 7
9	避難の指示の解除	9 8
<b>第7章</b>	<b>避難住民等の運送</b>	<b>9 9</b>
1	輸送力の確保	9 9
2	指定公共機関等に対する運送の求め	9 9
3	緊急運送体制の確立	1 0 0
4	緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保	1 0 1
5	被災地等の交通関係情報の収集・伝達	1 0 1
<b>第8章</b>	<b>交通規制</b>	<b>1 0 2</b>
1	交通状況の把握	1 0 2
2	交通規制の実施	1 0 2

3	緊急通行車両の確認	102
4	交通規制等の周知徹底	102
5	緊急交通路確保のための権限等	103
6	関係機関等との連携	103
<b>第9章</b>	<b>災害時要援護者の避難等への配慮</b>	<b>104</b>
1	災害時要援護者への配慮	104
2	病院、社会福祉施設における対策	104
3	園児、児童及び生徒への配慮	105
<b>第10章</b>	<b>救援の実施</b>	<b>106</b>
1	救援の実施	106
2	関係機関との連携	107
3	救援の内容	108
4	医療救護活動	111
5	被災者の捜索及び救出	113
6	死体の捜索、処理、火葬及び埋葬	113
7	救援の際の物資の売渡し要請等	114
<b>第11章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	<b>115</b>
1	安否情報の収集	116
2	総務大臣に対する報告	116
3	安否情報の照会に対する回答	116
4	日本赤十字社に対する協力	119
5	市町村による安否情報の収集及び提供の基準	119
<b>第12章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>120</b>
1	武力攻撃災害への対処等	120
2	生活関連等施設の安全確保	120
3	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	122
4	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生の防止	124
5	NBC攻撃による災害への対処等	124
6	応急措置等	127
	退避の指示	127
	知事、市町村長の事前措置	128
	警戒区域の設定	128
	応急公用負担等	129
	消防に関する措置等	129
<b>第13章</b>	<b>被災情報の収集及び報告</b>	<b>131</b>
1	被災情報の収集	131
2	被災情報の報告	131
3	市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等	131
<b>第14章</b>	<b>保健衛生の確保</b>	<b>133</b>

1	保健衛生の確保対策	1 3 3
2	防疫対策	1 3 3
3	食品衛生確保対策	1 3 3
4	栄養指導対策	1 3 3
5	廃棄物の処理対策	1 3 3
<b>第 1 5 章</b>	<b>文化財の保護その他の措置</b>	<b>1 3 5</b>
1	文化財の保護	1 3 5
2	動物愛護対策等の実施	1 3 5
<b>第 1 6 章</b>	<b>ボランティア受入れ計画</b>	<b>1 3 7</b>
1	安全の確保	1 3 7
2	県ボランティア本部の設置	1 3 7
3	市町村ボランティアセンターの設置	1 3 7
<b>第 1 7 章</b>	<b>赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理</b>	<b>1 3 8</b>
<b>第 4 編</b>	<b>原子力発電所等重要施設における武力攻撃事態等への対処</b>	<b>1 4 2</b>
<b>第 1 章</b>	<b>基本方針</b>	<b>1 4 2</b>
1	重要施設における武力攻撃事態等に対する基本方針	1 4 2
2	重要施設の考え方	1 4 2
<b>第 2 章</b>	<b>原子力発電所における武力攻撃事態等への対処</b>	<b>1 4 3</b>
1	武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢	1 4 3
2	武力攻撃原子力災害への備え	1 4 4
	原子力事業者の体制整備	1 4 4
	原子力発電所の警備の強化	1 4 4
	環境放射線モニタリング体制の強化	1 4 4
	被ばく医療体制の強化	1 4 4
	医療活動用資機材等の整備	1 4 4
	武力攻撃原子力災害に備えた訓練	1 4 5
3	通報等及び実施体制の確立	1 4 5
	武力攻撃の兆候の通報等	1 4 5
	放射性物質等の放出等の通報等	1 4 5
	緊急事態連絡室の設置	1 4 6
	緊急通報の発令	1 4 6
	現地対策本部の設置	1 4 6
	自衛隊の部隊等の派遣要請	1 4 6
	知事による安全確保措置の要請	1 4 7
	国の命令による原子炉の運転停止	1 4 7
	原子力事業者の判断による原子炉の運転停止	1 4 7
	武力攻撃原子力災害の公示の通知	1 4 7
4	応急対策等	1 4 7

放射線物質等の放出等に係る事業者の応急措置等	1 4 7
応急対策	1 4 8
情報の伝達	1 4 8
住民の避難等	1 4 9
警戒区域の設定	1 5 0
環境放射線モニタリングの実施	1 5 0
緊急被ばく医療の実施	1 5 1
飲料水、飲食物の摂取制限等	1 5 2
事後対策の実施	1 5 2
<b>第 3 章 大規模駅における武力攻撃事態等への対処</b>	<b>1 5 3</b>
1 対象施設の考え方	1 5 3
2 安全確保の留意点	1 5 3
3 武力攻撃事態等への備え	1 5 3
4 通報体制及び安全確保措置の要請	1 5 4
5 施設利用者等の避難措置	1 5 4
6 応急対策等	1 5 5
<b>第 4 章 港湾施設における武力攻撃事態等への対処</b>	<b>1 5 6</b>
1 対象施設の考え方	1 5 6
2 安全確保の留意点	1 5 6
3 武力攻撃事態等への備え	1 5 6
4 通報体制及び安全確保措置の要請	1 5 7
5 施設利用者等の避難措置	1 5 7
6 応急対策等	1 5 8
<b>第 5 章 空港旅客ターミナル施設における武力攻撃事態等への対処</b>	<b>1 6 0</b>
1 対象施設の考え方	1 6 0
2 安全確保の留意点	1 6 0
3 武力攻撃事態等への備え	1 6 0
4 通報体制及び安全確保措置の要請	1 6 1
5 施設利用者等の避難措置	1 6 1
6 応急対策等	1 6 2
<b>第 6 章 石油コンビナート等特別防災区域における武力攻撃事態等への対処</b>	<b>1 6 4</b>
1 対象施設の考え方	1 6 4
2 安全確保の留意点	1 6 4
3 武力攻撃事態等への備え	1 6 4
4 通報体制及び施設の使用停止命令	1 6 5
5 周辺住民等の避難措置	1 6 6
6 応急対策等	1 6 7
<b>第 5 編 離島における武力攻撃事態等への対処</b>	<b>1 6 8</b>

第1章	基本方針	168
1	離島における武力攻撃事態等に対する基本的な考え方	168
2	運送事業者との連携	168
3	県、市町村の役割分担	168
第2章	平素からの備え	169
1	平素から把握しておくべき情報	169
2	関係機関との連絡体制整備	169
3	避難運送体制の整備	170
4	避難実施要領の準備	170
第3章	武力攻撃事態等における対応	171
1	避難の準備	171
2	関係機関への連絡・要請	172
3	避難の実施	172
4	島外避難に係る留意点	173
5	空港・港湾等の使用の留意点	173
6	避難住民の運送の求め及び指示に係る留意事項	174
第6編	復旧に関する計画等	175
第1章	応急の復旧	175
1	基本的考え方	175
2	ライフライン施設の応急の復旧	175
3	輸送路の確保に関する応急の復旧	176
第2章	武力攻撃災害の復旧	177
1	基本的考え方	177
第3章	国民生活の安定に関する措置	178
1	被災者のための相談、支援等	178
2	住宅対策	179
3	生活関連物資等の需給・価格状況の調査・監視	179
4	生活基盤等の確保	181
第4章	国民保護措置に要した費用の支弁等	182
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	182
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	182
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	182
4	市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	183
第7編	緊急対処事態への対処	184
1	緊急対処事態	184
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	185